

地下漏水等発生時の水道料金負担の軽減処分に関する事務取扱規程（平成18年12月12日西海市告示第61号）

最終改正:令和2年3月31日告示第24号

改正内容:令和2年3月31日告示第24号〔令和2年4月1日〕

○地下漏水等発生時の水道料金負担の軽減処分に関する事務取扱規程

平成18年12月12日西海市告示第61号

改正

平成25年2月5日告示第6号

令和2年3月31日告示第24号

地下漏水等発生時の水道料金負担の軽減処分に関する事務取扱規程

（趣旨）

第1条 この告示は、地下漏水等が発生した場合における水道料金（以下「料金」という。）について、西海市水道事業給水条例（平成17年西海市条例第230号。以下「水道条例」という。）第35条の規定に基づく軽減処分を行う場合の事務取扱について、必要な事項を定める。

（用語の意義）

第2条 この告示において「地下漏水等」とは、水道メーターの下流側の地中又は建物の床下、内壁その他の箇所における給水管の破損による漏水で、通常その発見が困難であると認められるものをいう。

（料金軽減処分の申請）

第3条 給水装置に前条の地下漏水等がある場合で、料金の軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）の漏水修理工事の終了後、速やかに西海市水道事業給水条例施行規則（平成17年西海市規則第170号。以下「規則」という。）第27条第2項に定める水道使用料減額（免除）申請書に当該工事修理証明書及び工事写真を添えて、市長に提出しなければならない。

（料金軽減処分の決定）

第4条 市長は前条の申請を受理したときは、規則第27条第3項の規定により、調査を行った上、次条に規定する軽減認定要件に従い速やかに軽減処分の可否を決定し、水道料金軽減処分決定（非決定）通知書（別記様式）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（料金軽減の認定要件）

第5条 市長は、申請者が次の各号に掲げる認定要件を全て満たす場合に限り、料金軽減の処分を行うものとする。

- （1）当該漏水に係る水道料金が既に納付されていること。
- （2）当該漏水が第2条の地下漏水等に当たること。
- （3）第3条に規定する申請手続が正当になされていること。
- （4）第9条に規定する申請の不認定要件のいずれにも該当しないこと。

（軽減の対象となる料金）

第6条 軽減の対象となる料金は、申請に係る漏水の修理工事が完了した直近の1箇月分の料金に限るものとする。

（軽減水量の算定）

第7条 第4条の決定により軽減する水量は、前条の月分の計量水量から前条の月の直前の3箇月分の使用水量の合計を3で除した水量（以下この条において「平均水量」という。）を減じた水量に2分の1を乗じて得た水量とする。ただし、平均水量の算定において、季節的要因等により前3箇月の水量によることが適当でないと市長が認めるときは、前年同時期の使用水量を平均水量として算定することができるものとする。

2 前項の算定を行う際、1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（軽減額の算定）

第8条 軽減する額は、前条第1項の規定により算定した軽減する水量に相当する料金の額とする。

（申請の不認定）

第9条 申請が次の各号の一に該当するときは、これを不認定とする。

- （1）申請に係る漏水による水量を含む使用水量が、基本水量を下回っているとき。
- （2）申請に係る給水装置が、水道条例第6条に定める給水装置の新設等の申込みを行わないで新設、改造又は修繕されたものであるとき。
- （3）申請に係る漏水が、申請者の故意又は重大な過失に起因するものであるとき。

附 則

1 この告示は、平成19年1月1日から施行する。

2 この告示の施行の日前になされた料金軽減に係る申請その他の手続は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年2月5日告示第6号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前になされた料金軽減に係る申請その他の手続は、この告示による改正後の地下漏水等発生時の水道料金負担の軽減処分に関する事務取扱規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月31日告示第24号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

水道料金軽減処分決定(非決定)通知書

第 号
年 月 日

様

西海市長 印

年 月 日付で提出されました水道料金の軽減申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	1 軽減する	2 軽減しない
調定年月	年 月	分
料金及び水量	検針結果の請求額及び水量	円 (m ³)
	軽減料金及び軽減水量	円 (m ³)
	決定料金及び決定水量	円 (m ³)
減額しない場合の理由		

※ 軽減された料金に相当する額の還付方法は、申請者の指定する口座への振込みによる。